

熊本県は「水銀フリー」の 社会を目指します

「水銀フリー」とは、水銀が含まれる製品をできる限り使わないようにし、また、使用済みの製品を適正に廃棄することにより、最終的に水銀が使われなくなる状態を言います。



©2010 熊本県くまモン

水銀は、体温計や蛍光灯など、昔から身近な製品として様々な用途で日常的に利用され、私たちの暮らしに役立ってきました。

この一方で、水銀は環境中に放出されると環境汚染や健康被害の原因となる恐れがあります。

発展途上国などでは、現在も金の小規模採掘現場の採取・精錬の工程で水銀が使われており、作業員や採掘現場となっている河川の下流域に住む人々などの健康被害が懸念されています。

また、工場などから排出された水銀が、大気などを通じて地球上に広がっていくことも心配されています。

平成25年10月、国連環境計画(UNEP)が主催する「水銀に関する水俣条約外交会議」が熊本県で開催され、全会一致で条約が採択されました。今後、50ヶ国以上の批准(※)を経て条約が発効します。

条約発効後は、国際的なルールに基づく水銀の管理がスタートします。水俣病を経験した熊本県は、一日も早い条約の発効を後押しするために、世界に率先して「水銀に頼らない社会の実現」を目指します。

(※)署名した条約に拘束されることを国家が最終的に決定する手続き。(国会での承認等)

条約発効後の水銀の取扱いは、次のようになります

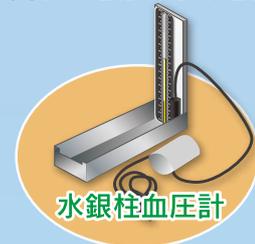
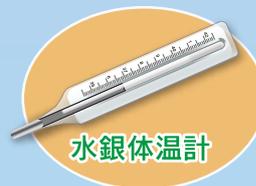
- ▶ 水銀の国際貿易(輸出入)を原則禁止
- ▶ 水銀を使った体温計、電池、血压計のほか、水銀を一定量以上使用した蛍光灯などの製造、輸出入を2020年(平成32年)までに原則禁止
- ▶ 大気や水、土壌への水銀排出の削減
- ▶ 水銀、水銀化合物、水銀廃棄物等の適切な保管と廃棄 など

「水銀フリー」に向けて私たちができる取組み

水銀を含む製品(水銀含有製品)を知り、正しく利用する。

- 水銀含有製品は、決められた用途にしたがって使用すれば、水銀が外に漏れ出すことはありません。

【水銀含有製品(主なもの)】



使用する水銀含有製品の量を減らす。

- 近年は水銀を使用しない代替製品の開発が進んでいます。
- 使えるものを直ちに処分する必要はありません。買い替える機会などに、代替製品の使用を考えてみてください。

代替製品の例



使用が済んだ水銀含有製品を正しく廃棄する。

- 水銀含有製品を捨てる時は、水銀が環境中に漏れ出さないよう、適正に処分する必要があります。

事業者 水銀を含む産業廃棄物として処分しなければなりません。

ご家庭 各市町村で収集処分することになりますので、定められた方法で正しく廃棄してください。市町村によって収集や処分の方法が異なりますので、しっかりと確認をお願いします。

熊本県は、「水銀フリー」社会を目指して、
今後様々な取組みを行っていきます。
みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

©2010 熊本県くまモン

お問い合わせ

熊本県環境生活部環境政策課 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1
TEL 096-333-2263 FAX 096-383-0314 E-MAIL kankyouseisaku@pref.kumamoto.lg.jp

